

幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象者

幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設などを利用する子ども

- ・ 3歳から5歳までの子ども（4月1日時点の年齢）

※幼稚園・認定こども園（教育部分）については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます（幼稚園は月額上限25,700円）。

- ・ 保育の必要性があり住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども（4月1日時点の年齢）

※就学前の障がい児の通園施設を利用する3歳から小学校入学前までの子どもたちの利用料が無料になります。

(2) 対象となる施設・事業

幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に加えて、認可外保育施設も同様に無償化の対象

(3) 対象範囲

利用施設	対象年齢等	保育の必要性	
		あり ○共働き世帯 ○ひとり親世帯等	なし ○専業主婦(夫)世帯
認可保育所	3歳～5歳	無償	×
	0歳～2歳（住民税非課税世帯）		
認定こども園	3歳～5歳 保育（2号）	無償	×
	教育（1号）	無償	
	預かり保育	上限11,300円	×
	0歳～2歳（住民税非課税世帯）	無償	×
地域型保育事業所	0歳～2歳（住民税非課税世帯）	無償	×
幼稚園	3歳～5歳	上限25,700円	
	預かり保育	上限11,300円	×
障がい児通園施設	3歳～5歳	無償	
	0歳～2歳（住民税非課税世帯）		
認可外保育施設 ＋ 一時預かり 病児保育 ファミリーサポートセンター	3歳～5歳	上限37,000円	×
	0歳～2歳（住民税非課税世帯）	上限42,000円	×

※通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担となります